

160 私立学校令中改正公布

[明治四十四年七月]

明治四十四年七月十七日

内閣書記官

内閣總理大臣 花押

内閣書記官長 花押

外務大臣花押 大藏大臣花押

海軍大臣花押 文部大臣花押 通信大臣

内務大臣花押 陸軍大臣

司法大臣花押 農商務大臣 花押

私立学校令中改正ノ件

右枢密院御諮詢ヲ経テ御下付ニ付同院上奏ノ通勅令公布ノ儀奏

請相成然ルヘシ

上諭案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ私立学校令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之

ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年七月二十九日

内閣總理大臣

文部大臣

(枢密院上奏ノ通)

臣等私立学校令中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十五日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

明治四十四年七月十五日

枢密顧問官伯爵臣 芳川顯正

勅令第(朱書)二百十八号

私立学校令中左ノ通改正ス

第二条 私立学校ノ設立廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第二条ノ二 私人ニシテ中学校又ハ専門学校ヲ設立セムトスルトキハ其ノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ民法ニ依リ財団法人ヲ設立スヘシ

第四条中左ノ如ク定ム

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 削除

同条第五号中「処分ヲ受ケ」ノ下ニ「又ハ第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ」ヲ加フ

第七条中「監督官庁ハ」ノ下ニ「之カ解職ヲ命シ又ハ」ヲ加フ

第八条 私立学校ニ於テハ学齡兒童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス但シ小学校令第三十三条

及第三十六条ノ規定ニ依リ市町村長ノ認可ヲ受ケタル兒童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第十一条ノ二 中学校又ハ専門学校ノ設立者ハ毎学年又ハ毎事業年度ノ開始前収支予算ヲ定メ、毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後収支決算ヲ為シ監督官庁ニ届出ツヘシ

監督官庁ハ必要ト認ムルトキハ収支予算ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第十三条中「第二条第一項ノ手續ヲ為ササル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者」ヲ「第二条ノ設立ノ手續ヲ為ササル者及学校ノ廃止又ハ設立者ノ変更ニ関シ第二条ノ規定ニ違反シタル者」ニ、「五円以上百円以下ノ罰金」ヲ「百円以下ノ罰金」ニ改ム

第十四条中「第七条ニ依リ」ヲ「第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ又ハ」ニ、「三十円以下ノ罰金」ヲ「五十円以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

第十五条中「二十円以下ノ罰金」ヲ「科料」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年十月二十四日 内閣書記官長 内閣書記官

内閣総理大臣 花押 法制局長官 印

外務大臣 天藏大臣花押 海軍大臣花押 文部大臣花押 通信大臣

内務大臣花押 陸軍大臣 司法大臣花押 農商務大臣 花押

別紙文臣大臣請議私立学校令中改正ノ件ヲ審査スルニ右ハ支障無之ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム但シ呈案付箋主務省協議済

追テ本件ハ枢密院へ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

呈案付箋ノ通

呈案付箋ノ通

● 私立学校令 明治三十二年八月
勅令第三百五十九号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

私立学校令

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ屬ス

第二条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ

第三条 私立学校ニ於テハ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヲ定メ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

本令中校長ニ関スル規定ハ之ヲ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ニ適用ス

第四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ私立学校ノ校長又ハ教員ト為ルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ經過セス又ハ懲戒ヲ免除セラレサル者

五 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者

六 性行不良ト認ムヘキ者

第五条 私立学校ノ教員ハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル者ヲ

除ク外其ノ学力及国語ニ通達スルコトヲ証明シ小学校、盲啞学校及小学校ニ類スル各種学校ノ教員ニ在リテハ地方長官其

ノ他ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ専ラ外国語、専門学科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員及専ラ外国人ヲ入学

セシムル為ニ設立シタル学校ノ教員ハ国語ニ通達スルコトヲ証明スルコトヲ要セス

前項ノ認可ハ当該学校在職間有効ノモノトス

第六条 前条ノ証明ヲ不充分ト認メタルトキハ監督官庁ハ本人ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第七条 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ其ノ与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第八条 私立学校ニ於テハ公立学校ニ代用スル私立小学校ヲ除ク外学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス但シ小学校令「第二十一条及第二十二条」ニ

依リ市町村長ノ認可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第九条 私立学校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有害

ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壞乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上規定ノ授業ヲ為ササルトキ

四 第九条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

第十一条 監督官庁ニ於テ学校ノ事業ヲ為スモノト認メタルト

キハ其ノ旨ヲ関係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラシムヘシ

第十二条 第十条ニ依ル処分ニ対シテハ訴願法ニ依リ訴願スル

コトヲ得

第十三条 第十一条ノ通告ヲ受ケ第二条第一項ノ手續ヲ為ササ

ル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者並第十条ニ依リ閉

鎖ヲ命セラレタル後尚私立学校ヲ継続スル者ハ五百円以上百円

以下ノ罰金ニ処ス

第十四条 第三条又ハ第五条ノ認可ヲ得シテ私立学校ノ校長

又ハ教員タル者及第七条ニ依リ認可ヲ取消サレタル後尚私立

学校ノ校長又ハ教員タル者ハ^(抹消)〔参拾〕^(加筆)〔二十〕円以下ノ罰金ニ処

ス

情ヲ知リテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十五条 第八条ニ違反シタル者ハ^(抹消)〔式拾〕^(加筆)〔二十〕円以下ノ罰金

ニ処ス

第十六条 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第十七条 文部大臣ハ本令施行ノ為必要ナル命令ヲ發スルコト

ヲ得

附則

第十八条 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第十九条 既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモ

ノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ

受クヘシ

第二十条 本令施行ノ際現ニ私立学校ノ校長又ハ教員タル者ニ

シテ引續キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スル者ハ相当

学校ノ教員免許状ヲ有スル教員ヲ除ク外本令施行ノ日ヨリ三

箇月以内ニ其ノ旨ヲ監督官庁ニ開申スヘシ此ノ場合ニ於テハ

第三条又ハ第五条ノ認可ヲ受クルヲ要セス

●私立学校令施行規則<sup>明治三十二年八月
文部省令第三十八号</sup>

明治三十二年勅令第三百五十九号私立学校令第十七条ニ依リ私

立学校令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

私立学校令施行規則

第一条 私立学校令第二条ニ依リ私立学校設立ノ認可ヲ受ケン

トスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ニ校地、校舍、寄宿舎

ノ図面ヲ添ヘ監督官庁ニ申請スヘシ

一 目的

二 名称

三 位置

四 学則

五 経費及維持方法

前項第一号乃至第三号及校地、校舍、寄宿舎ノ変更ハ監督官

庁ニ開申シ第四号ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第二条 学則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 修業年限、学年、学期、休日ニ関スル事項

二 学科課程、授業時間ニ関スル事項

三 試験ニ関スル事項

四 入学退学ニ関スル事項

五 授業料、入学料等ニ関スル事項

六 賞罰ニ関スル事項

七 寄宿舎ニ関スル事項

八 職員ノ職務ニ関スル事項

第三条 私立学校令第三条第一項又ハ第五条第一項ニ依リ私立

学校ノ校長、学校代表者又ハ教員タルノ認可ヲ受ケントスル

者ハ履歴書ヲ添ヘ監督官庁ニ申請スヘシ

第四条 私立学校令第六条ニ依リ施スヘキ試験ハ小学校、盲啞

学校及小学校ニ類スル各種学校教員ニ在リテハ小学校教員檢

定委員、其ノ他ニ在リテハ師範学校、中学校、高等女学校教

員檢定委員又ハ文部大臣ノ特ニ選定シタル委員ヲシテ之ヲ行

ハシム

第五条 私立学校ノ種類ニ依リ別段ニ規定アルモノハ各其ノ定

ムル所ニ依ル

附則

第六条 明治十四年文部省達第十五号ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ

廃止ス

(注記7)

私立学校令カ明治三十二年勅令第三百五十九号ヲ以テ制定セラ

レタル以来私立学校ノ設立セラル、モノ日ニ増加シ之カ監督上

實際ニ不備ヲ感スル点尠カラス故ニ善良ナル私立学校ハ益々改

善発達セシムルノ方針ヲ採ルノ必要アリ且今回制定セラレタル

中等教育令ニ於テハ新ニ高等中学校ノ設立ヲ私人ニ許スヲ以テ
本令ヲ改正シテ適當ナル監督方法ヲ定ムルヲ要ス依テ別紙勅令
案ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

明治四十三年九月三十日

文部大臣 小松原英太郎 印

内閣総理大臣侯爵 桂太郎殿

(注記8)

〔抹消(法制局)勅令案〕

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立学校令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之

ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

文部大臣

勅令第 号

私立学校令中左ノ通改正ス

第二条 私立学校ノ設立廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ノ認可

ヲ受クヘシ

第二条ノ二 私人ニシテ中学校〔高等中学校〕又ハ専門学校ヲ設

立セ〔資〕トスルトキハ其ノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ

収入ヲ生スル資〔金〕〔産〕及設備又ハ之ニ要スル〔金額〕

〔資金〕ヲ具ヘ民法〔法〕第三十四条ニ依リ財団法人〔下〕為ス

ヘシ〔法〕ヲ設立スヘシ

第四条中〔法〕第一号ヲ削リ第二号ヲ〔左〕ノ如ク改ム

〔法〕第二号ヲ 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

(下札2)

勅令第 号

私立学校令中左ノ通改正ス

第二条 私立学校ノ設立廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第二条ノ二 私人ニシテ中学校又ハ専門学校ヲ設立セムトスルトキハ其ノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ民法ニ依リ財団法人ヲ設立スヘシ

第四条中左ノ如ク改ム

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 削除

同条第五号中「処分ヲ受ケ」ノ下ニ「又ハ第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ」ヲ加フ

第七条中「監督官庁ハ」ノ下ニ「之カ解職ヲ命シ又ハ」ヲ加フ

第八条 私立学校ニ於テハ学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス但シ小学校令第三十三条及第三十六条ノ規定ニ依リ市町村長ノ認可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第十一条ノ二 中学校又ハ専門学校ノ設立者ハ毎学年又ハ毎事業年度ノ開始前収支予算ヲ定メ、毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後収支決算ヲ為シ監督官庁ニ届出ツヘシ
監督官庁ハ必要ト認ムルトキハ収支予算ノ変更ヲ命スルコト

ヲ得

第十三条中「第二条第一項ノ手續ヲ為ササル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者」ヲ「第二条ノ設立ノ手續ヲ為ササル者及学校ノ廃止又ハ設立者ノ変更ニ関シ第二条ノ規定ニ違反シタル者」ニ、「五円以上百円以下ノ罰金」ヲ「百円以下ノ罰金」ニ改ム

第十四条中「第七条ニ依リ」ヲ「第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ又ハ」ニ、「三十円以下ノ罰金」ヲ「五十円以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

第十五条中「二十円以下ノ罰金」ヲ「科料」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記1)

「四三ノ文甲二六」

(注記2)

「^(柳田)学出」

(注記3)

「済」

(注記4)

「二十三」

(注記5)

「文甲二六」

(注記6)

〔法制局文第一六号〕
(東條天岡)

(注記7)

〔法制局〕

(注記8)

〔甲二六〕

(下札1)

〔本案第二条ノ二ハ現在之状勢ニ察スルニ殆ト私立禁止ト相去ル遠

カラス更ニ充分ノ調査ヲ必要ナリト信ス

内閣書記官長 (柴田) 花押

(下札2)

〔(朱書)本令ハ中学教育令ト同時ニ公布ヲ要ス 法制局〕

(下札3)

〔以下省ク〕

〔公文類聚 第三十五編
明治四十四年 卷十
七〕 2A.11⑩1126